

骨髄ドナーの方をサポートします

当社では、骨髄・末梢血幹細胞のドナーの方へ手術給付金をお支払いしています。これは、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行う方の負担を軽減し、生命保険会社として、先端医療の普及に貢献することを目的としています。

- ・ 追加してお支払いいただく保険料はいっさいありません。新たなお手続きも不要です。
- ・ 入院給付金日額の 20 倍の手術給付金をお支払いします。^(※)
- ・ 手術給付金のお支払いは、ご契約の期間を通じて 1 回です。

※ご加入の保険種類により、手術給付倍率が異なる場合があります。

白血病治療を支援するために

白血病などの血液の難病に苦しむ方に対する有効な治療方法として、骨髄・末梢血幹細胞移植があります。ところが同移植を受けるには、骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）と移植を受ける方の白血球の型が一致しなければならず、その確率は非血縁者では数百から数万分の 1、兄弟姉妹でも 4 分の 1 程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄・末梢血幹細胞を提供するには、精神的な負担（家族への説得、手術への不安など）、経済的な負担（入院にともなう休業損失）、身体的な負担（手術のリスク）などがあり、こうした負担がドナー登録が進まない理由の一因になっているといわれています。

例えば経済的負担について、ドナーの方の入院費用は受容者側（移植を受ける方）の保険で対応するため、ドナー側に負担は生じません。ところが骨髄・末梢血幹細胞の採取には入院が必要になるため、仕事を休んだ場合の休業損失や、ホームヘルパー代などの間接費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者様が骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合に、所定の手術給付金をお支払いすることでドナーの方の経済的負担を軽減し、当社の保険商品を通じてドナー登録者を支援します。

お支払い対象となる手術

- 被保険者がドナーとして、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられた場合に、手術給付金をお支払いします。
- 責任開始日（失効後に復活の手続きをされた場合は復活日）から1年経過後の採取術が対象となります。
- 手術給付金のお支払いは、骨髄幹細胞の採取術と末梢血幹細胞の採取術を通算して1回が限度です。
- 2010年11月2日以降に受けた骨髄幹細胞の採取術（日本興亜生命でご加入いただいた場合には2011年10月1日以降が対象になります）、2015年4月2日以降に受けた末梢血幹細胞の採取術が対象になります。
- 骨髄提供者（ドナー）と受容者（移植を受ける方）が同一人となる自家移植の場合はお支払いの対象となりません。
- 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞採取術にともなう入院は、お支払いの対象となりません。

お支払いする金額

入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いします。ご加入の保険種類により、手術給付倍率が異なる場合があります。

対象となるご契約

病気による手術を保障するご契約が対象となります（がん保険など特定の病気を保障するご契約を除きます）。終身保険や定期保険など、万が一の場合を保障するタイプのご契約は対象となりません。なお、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行ったドナーの方への手術給付金のお支払いを開始する以前に、すでにご加入いただいていたご契約についても、対象となります。

対象となるご契約の具体的な保険商品名は下記の通りです。保険証券の「保険金・年金・給付金等の種類」欄の記載と照らし合わせてご確認ください。

- 医療保険（2014）
- 医療保険（08）
- 医療保険（01）
- 新終身医療保険（01）
- 新終身医療保険
- 限定告知型医療保険
- 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険
- 医療（08）用配偶者医療特約
- 医療（01）用家族医療特約
- 新終身医療（01）用家族医療特約
- 新家族終身医療特約
- 疾病入院特約
- 疾病入院特約（87）
- 家族疾病入院特約
- 家族疾病入院特約（87）
- 新疾病入院特約
- 新家族疾病入院特約
- 手術特約
- 家族手術特約
- 年齢群団別手術特約
- 総合医療特約

日本興亜生命でご加入いただいていた主契約・特約（※）

- 医療保険（08）
- 医療保険
- 日額増減型医療保険
- 疾病入院特約
- 新疾病入院特約
- こども医療特約

※更新したり途中で保障を追加した場合も対象となります。

以上